

東と弁往來

第66回 法テラス秩父法律事務所



埼玉弁護士会会員
高橋 洋徳 (69期)

2016年12月弁護士登録、東京弁護士会入会。
小林・福井法律事務所にて養成を受ける。
2018年1月埼玉弁護士会に登録換え、現在に至る。

法テラス秩父法律事務所
(埼玉県秩父市)

1. はじめに

私は、社会人経験を経て、2016年12月に弁護士登録をして、2017年末まで東京弁護士会に所属した後、2018年から2年間、法テラス秩父法律事務所(埼玉県秩父市)に赴任しています。

2017年は、法テラスの養成弁護士として、小林・福井法律事務所(東京都新宿区)で養成を受けておりました。また、労働法制特別委員会の法教育部会と公務員部会に属しておりました。

養成中は、事務所の先輩方に付いて事件を担当させていただいて、受任から事件解決までのプロセスを学びました。単独で受任した事件の処理については事務所の先輩方に相談に乗っていただきました。また、法テラスや日弁連の研修に加え、各種の研修に多く参加し、赴任先での事件処理に役立つ知識を蓄えるように心がけました。

このように東京弁護士会においてとても充実した1年間の養成期間を終えた私は、感謝の気持ちを胸に、2018年1月、秩父の地に赴任しました。

2. 秩父の概況

秩父市と周辺の4町(小鹿野町、長瀨町、皆野町、横瀬町)を含めた秩父地域の人口は99,837人(2019年1月1日現在)です。秩父地域の高齢化率は約33.6%(同)に達し、超高齢社会が更に進んだいわば「超々高齢社会」といえる状況です。

首都圏からの交通アクセスは比較的良く、池袋から西武線の特急に乗って80分程度で着きます。自然が豊かで、武甲山をはじめとした山々に囲まれる中を荒川が流れ、芝桜、荒川ライン下り、SL(蒸気機関車)、温泉、祭、パワースポットと評される秩父三社巡りに札所巡り、果物狩り、秩父銘仙、そばうどん、わらじ



①寺坂棚田から見た武甲山
②秩父路を走るSL



かつ・豚みそ丼・みそぼとと・漬物、各種のお酒にお菓子等と、観光産業やグルメ等が盛んな地です。

事務所は秩父市街にあり、警察署・裁判所・市役所・金融機関・郵便局の本局は事務所から近く、日々の仕事は自転車があれば事足ります。

秩父地域に法律事務所は3軒あり、弁護士は5名(2019年5月1日現在)おります。そのうち、法テラス秩父法律事務所は、弁護士3名、事務職員3名の体制です(2019年10月1日現在)。地域柄からか、利益相反は東京の時に比べ桁違いに多く生じているという点特徴的です。

3. 埼玉弁護士会での私の活動

埼玉弁護士会においては、消費者問題対策委員会に属し、時間が許す限り、研修講師などの活動をしています。また、熊谷支部所属であるため、支部例会などにも参加しています。研修にも時折出席しています。ただ、委員会や研修が行われる浦和の会場へは、片道2時間半程度かかります。

4. 事件関連

民事は、離婚・相続などの家事事件、債務整理事件が多い一方で、不動産に関する事件、ソフトウェア開発に関する事件、国家賠償請求事件なども担当しました。刑事は、住居侵入、窃盗、傷害事件が多いで

すが、薬物事件、毀棄事件なども担当しました。

事件処理で悩んだときは、事務所内の弁護士同士で話し合い、経験豊富な法テラスの支援室（民事）・研究室（刑事）の先輩方に相談させていただく等して、疑問を解決するようにしています。

秩父にはさいたま地方裁判所秩父支部等がありますが、合議事件や共犯事件の場合は同熊谷支部に行くことになります。

5. 連携活動—司法ソーシャルワーク（司法SW）

(1) 病院相談員連絡会と「劇団いきあい」の公演

このような司法過疎地での弁護活動と並行して行ってきたのが、地域の医療機関・福祉職との間での、司法と福祉の連携活動（いわゆる司法SW）です。

既に、当事務所の歴代の弁護士については、秩父地域の病院の主に地域医療連携室に所属する相談員の方々による秩父郡市病院医療福祉相談員連絡協議会（病院相談員連絡会）にオブザーバーとして参加し、その後の懇親会にも顔を出すという体制がありました。私も欠かさず参加し、講義を担当する回では寸劇を取り入れて、自己破産の相談から解決までの流れを説明する等しました。秩父市に住んでいることもあり、仲良くなった相談員の方々とも、積極的に交流を深めていきました。

そうしたところ、この連絡会のメンバーも関わる「ちちぶ圏域ケア連携会議」が毎年主催している「劇団いきあい」の公演が今年6月に行われ、私も劇団員として参加しました。「劇団いきあい」は、ちちぶ版地域包括ケアシステム構築のために連携する多職種のメンバーによる素人劇団です。

今回の公演は、「第5回 ちちぶいきあいフォーラム 権利擁護、成年後見制度について学ぶ～あなたの“人生”を生きるために～」の中で行われました。連続講座である秩父市市民後見人養成講座の内容や、卒業生の市民後見人としての活躍の場面を、市民の皆さんに知ってもらうことを狙ったものでした。講座の様子や、認知症女性が福祉職の方々の支援を受けながら成年被後見人となり、講座の修了生が市民後見人となって奮闘する様子を、演劇に



③劇団公演・弁護士本人役 ④劇団公演直前の出演者の円陣

仕立てたものでした。台本・総監督は、連携会議メンバーの介護施設職員が担当し、役者は、医師・社会福祉士等の医療従事者、社会福祉協議会職員、地域包括支援センター職員、介護職員、弁護士などが演じました。私は、法律監修と、「成年後見制度の講義をする弁護士」本人役を担当しました。

かけあい漫才のようなシーンがあったり、「一人語り」のシーンがあったりで、会場は非常に盛り上がり、公演は大成功でした。約600人の観衆が食い入るように見ているのが、よく伝わってきました。

(2) 公演を通じて

この出演自体、私にとってとても貴重な経験でしたが、何よりも、公演とその準備を通じて、多くの職種の方々が連携して、超々高齢社会を形成する秩父地域で成年後見制度の普及・啓発に貢献できたことが、非常に意義深いと感じました。準備は今年2月下旬から、実に16回、毎回2時間以上、出演者総出で魂をすり減らさんばかりに意見をぶつけて台本を磨き上げ、立ち位置・振り付け等の確認をしました。このようにしてできた関係は、何ものにも代えがたい財産となりました。私の顔も知られ、ほぼ毎月、メンバーが業務上直面する法律問題の相談を受けるようになりました。弁護士として地域に根ざした活動をするには、こうした交流を続けることが近道であり、大切であると実感しました。

6. 終わりに

司法SWの活動においては、歴代のスタッフ弁護士が、日頃から、収入や資産が少ない方々にも広く門戸を開いて、時間をかけて丁寧に粘り強く聞き取り、積極的に取り組んで法律問題を解決してきたことが、病院相談員連絡会や劇団への参加につながりました。また、私自身が秩父市に住み、肌感覚で秩父地域の状況を日々感じ、その上で、秩父地域の一員として活動してきた成果であるとも感じています。これからも地域の方々と連携し、地域にある法的問題を1つずつ丁寧に解決することを通じて、少しでも地域の皆さんの役に立つことができるよう、活動していきたいと思っています。

また、日々の事件処理において、試行錯誤しながら何とかここまでやってきたのは、養成時代に、小林・福井法律事務所の諸先輩方、東京弁護士会の諸先輩方から教えを受けた成果であると感じており、感謝の気持ちで一杯です。これからも、東京弁護士会に所属して養成を受け、地方に赴任して活動する弁護士が増えることを願っております。